参考資料

(当日の説明、質疑をもとに、土地区画整理士会事務局で作成したもので、国交省の確認を 得たものではありません。)

全 般

- (1) 今後のスケジュールについて
 - ⇒ 2月下旬~3月上旬に閣議決定、国会提出、6月頃の成立、公布を見込んでおり、施行は 公布の1年後の来年6月頃を予定。

法律施行後、都道府県が基礎調査等を基に区域を指定して新制度がスタートする。具体的な時期は都道府県ごとの地形、面積等の条件により異なってくると考えられる。

資料-3関係

- (1) ポイント(1) 許可の規模要件について
 - ⇒ 現行宅造法の対象区域に相当する区域と、離れた下流に人家等があり盛土等の流下に よって被災の恐れのある区域の2種類の区域を予定。

前者では許可対象として宅造法の要件(盛土の場合1m 超の崖、面積では500 ㎡超等)、 後者では盛土の場合5m 超の崖、面積では3,000 ㎡超等の要件とし、それ以下は届け出 対象とする予定。

- (2) ポイント② 施行中の中間検査の対象について
 - ⇒ 例えば大規模な工事において完成時には埋設されてしまう排水施設等の特定の工程を 対象とする予定。
- (3) ポイント② 許可基準について
 - ⇒ 許可基準は政令等で定めるが、現在の宅造法の基準を基本的には踏襲する予定。
- (4) ポイント③ 「原因行為者」について
 - ⇒ 過去に不適切な管理を行った土地所有者のほか、土地所有者以外で不適切な残土の投棄を行った者も含まれる。

資料-4関係

- (1) 周辺住民への事前周知における「説明会の開催等」について
 - ⇒ 説明会の開催を条件とするものではなく、それ以外の合理的な事前周知の方法も可能と する予定。
- (2) 許可申請に当たって土地所有者等が多数に及ぶ場合の対応について
 - ⇒ 所有者等とはその土地の使用、収益の権利を有する者すべてを対象としており、人数に 関わらず全員の同意が必要である。
- (3) 指定された区域内で再開発事業や区画整理事業が施行され、対象となる工事が行われる場合の事業区域内の土地所有者等の同意について
 - ⇒ 詳しくは政令等で定めるが、再開発、区画整理に限らずきちんと安全管理が行われている 現場内での土砂の堆積、移動等は許可対象から除外することを検討しており、その場合は 土地所有者等の同意は不要となる。